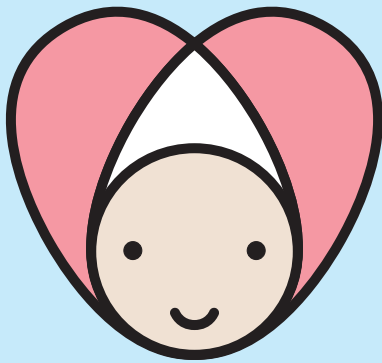


24時間365日
全国入居者
サポート
サービス!



暮らしのほっとライン

SEED24
シード24ライト *Light*

「Skype」にて手話対応が可能になりました。



SkypeID **pv_info**

上記アカウントを「Skype」にて検索いただき、
連絡先追加の上ご利用ください。

【手話対応時間】 8:00～21:00



安心サービス

お部屋にまつわる様々なトラブルに
24時間365日駆付けます！

地域、天候および作業内容により、スタッフがすぐに出動できない場合や、お客様宅へ到着するまでに時間を要する場合がございます。

24時間
365日



※1次対応とは、部品を必要としない60分以内の簡単な修理を指します。※建物共有部のトラブル、災害や気候を原因とするトラブルはサービス対象外になります。

水まわりのトラブル駆付け

トラブル発生率



「蛇口の水漏れ」などのトラブルに
応急対応いたします。

会員特典

駆付け・1次対応
無料

ご利用の際の注意事項

●原因箇所が共用部分に及ぶ場合、簡単な修理を超える工事・部品を必要とする場合は、別途ご相談のうえ2次対応を承ります。※但し、管理会社、オーナー様へのご了承を得ていただく場合がございます。●吹き抜け等の高所作業にかかる足場の料金はお客様負担となります。●詳しくは「シード24ライト」カスタマーセンターへお問い合わせください。



玄関鍵のトラブル駆付け

トラブル発生率



玄関鍵の紛失等の時に開錠作業を
いたします。

会員特典

駆付け・1次対応(開錠)

無料

開錠不可の場合
宿泊補助金(年1回)
5,000円

開錠作業時には、現住所記載の公的顔写真入り身分証明書にて本人確認させていただきます。

※本人確認できない場合は、警察・管理会社などの立ち合いが必要になります。

ご利用の際の注意事項

●共用部分はサービス対象外です。
●特殊開錠作業や部品交換が必要になった場合の費用はお客様負担となります。●詳しくは「シード24ライト」カスタマーセンターへお問い合わせください。

鍵の
トラブル!



ガラスのトラブル駆付け

トラブル発生率



急なご要望にもサービススタッフが
駆けつけます。

会員特典

駆付け・1次対応
無料

ガラス交換サービス(年1回)
30,000円分まで

ご利用の際の注意事項

●ガラス交換サービスについては、保険金充当が優先されますので、詳しくは「シード24ライト」カスタマーセンターでご確認ください。●特殊ガラスの交換には、日数をいただく場合があります。●詳しくは「シード24ライト」カスタマーセンターへお問い合わせください。



電気のトラブル駆付け

トラブル発生率



「ブレーカーが落ちた」などの
トラブルに応急対応いたします。

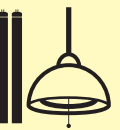
会員特典

駆付け・1次対応
無料

ご利用の際の注意事項

●トラブル内容によっては、直接電力会社、メーカー対応となる場合があります。その場合の費用はお客様負担となります。●詳しくは「シード24ライト」カスタマーセンターへお問い合わせください。

電気の
トラブル!



ガス器具のトラブル駆付け

トラブル発生率



「コンロが点火しない」などの
トラブルに応急対応いたします。

会員特典

駆付け・1次対応
無料

ご利用の際の注意事項

●トラブル内容によっては、ガス会社、メーカー対応となる場合があります。その場合の費用はお客様負担となります。●詳しくは「シード24ライト」カスタマーセンターへお問い合わせください。



建具のトラブル駆付け

トラブル発生率



「ドアの開まりが悪い」などの
トラブルに応急対応いたします。

会員特典

駆付け・1次対応
無料

ご利用の際の注意事項

●原因箇所が共用部分に及ぶ場合、簡単な修理を超える工事・特殊部品を必要とする場合は、別途ご相談のうえ2次対応を承ります。※但し、管理会社、オーナー様へのご了承を得て頂く場合がございます。●詳しくは「シード24ライト」カスタマーセンターへお問い合わせください。

建具の
トラブル!



「Skype」にて手話対応が
可能になりました。



SkypeID **pv_info**

上記アカウントを「Skype」にて検索いただき、
連絡先追加の上ご利用ください。

【手話対応時間】 8:00～21:00

生活便利サービス

身のまわりの“あったらいいな”の
サポートプログラムをご用意しました！

24時間
365日
受付OK!



※生活便利サービスは、エリアによってはご希望に添えない場合がございます。
※具体的なサービス利用につきましては、専門会社の利用規約ないし、利用条件に従ってください。

🏠手配 管球交換

「天井の蛍光灯交換が大変で…」



ロフトの上の電球に手が届かない、交換の仕方が分からない、などに電球交換などを行うサービススタッフが対応いたします。

会員特典 **特別価格**

💖手配 出張パソコンサポート

「インターネットが接続できない…」
「ちょっとしたことで自宅まで教えて欲しい！」



専門スタッフがご自宅まで伺い、パソコントラブルにアドバイスいたします。

会員特典 **10%OFF**

💖手配 宅配クリーニング

「忙しいからクリーニングを頼みに行けない…」



ご自宅まで取り取りに伺い、クリーニングしてお返しいたします。

会員特典 **特別価格**

💖紹介 便利屋サービス

「日常の困った！誰かに頼めないかな？」



まずは、ご相談ください。専門の便利屋スタッフが、様々な困りごとと解決のお手伝いをいたします。

会員特典 **特別価格**

🏠手配 エアコンのクリーニング

「プロの手により徹底洗浄！」



自分ではお掃除できないエアコン内部の溜まったホコリ除去や外装パネルの拭き上げなど、エアコンのクリーニングを行います。

会員特典 **詳細はご相談ください**

🏠取次 家事代行

煩わしい家事を専門会社が代行致します



お忙しいあなたに代わって、料理や洗濯、掃除などの家事を専門会社が代行いたします。

会員特典 **特別価格**

💖取次 靴・バッグの修理・クリーニング

「お気に入りのバッグなのに汚れてしまった…」



専門会社が、壊れたり、汚れたりした靴やバッグを修理・クリーニングいたします。

会員特典 **5%OFF**

🏠手配 プロのハウスクリーニング

「お部屋の掃除をプロに頼みたい！」



フローリングのワックス掛けや換気扇掃除など、掃除のプロが徹底的に対応します。

会員特典 **10%OFF**

💖取次 宅配食

「血糖値が高めだけど家庭で健康的食事を作るのは大変…」



そんな時は、栄養バランスを考えた健康食を専門会社がお届けいたします。

会員特典 **特別価格**

その他サービスも専門会社へ紹介・取次いたします。🏠 ハウスキープ 💖 ライフサービス

安心して快適な生活をおくるための各種サービスをご利用できます。



安心サービス

生活便利サービス

生活相談ダイヤル

生活相談ダイヤル

専門的な情報・知識が必要な場合や
他人に相談しづらいことは、
ご連絡ください。
専門相談スタッフに取次いたします。

※ご相談内容によっては、相談時間の指定がある場合がございます。
詳細はシード24ライトカスタマーセンターまでお問い合わせください。
※年3回まで無料でご利用できます。

24時間
365日
受付OK!



パソコン基本操作

「パソコンの機能や使用方法が分からない」
「パソコン用語が分からない」・・・



パソコンに関する分からないことはお気軽にお電話ください。専門スタッフがアドバイスいたします。

年金・税金相談

「安心な暮らしのために知っておきたい」
「複雑な年金や税金について相談したい・・・」



大切な年金や各種税金について、相談員がお応えいたします。〈※予約制〉

マタニティ・育児相談

「初めての出産で不安・・・」
「育児が大変で・・・」



楽しいこと、嬉しいこともあるけれど、子供(命)を育てるのはすごく大変なこともあります。悩んだ時はお気軽にお電話ください。相談員がお応えいたします。

健康相談

「メタボリックが心配で・・・」
「誰に聞いていいのかわからない・・・」



他人にはちょっと話しづらい・・・でも電話なら気軽に相談できるのでは？健康に関するお悩みがある時は、ご相談ください。相談員がお応えいたします。

介護相談

初めて介護に直面したとき・・・
誰もが不安です。



介護に関する知識や、煩雑な各種手続きについて等、介護に関しての悩みはお気軽にお電話ください。相談員がお応えいたします。〈※予約制〉

ペット相談

「愛する家族の一員だから大切にしたい！」



犬のしつけ・ケアの仕方、健康管理など、獣医さんには聞きづらい小さなことでもご相談ください。専門スタッフが丁寧にアドバイスいたします。〈※予約制〉

医療相談

「セカンドオピニオンについて相談したい・・・」
「専門用語が多くてよく分からない・・・」



そんな医療についてのちょっとした疑問から不安な事に、相談員が丁寧に为您解答いたします。〈※予約制〉

食生活相談

「カロリー計算について知りたい！」
「食生活を見直したいのだけど・・・」



生活の基本となる「食事」についてのご相談があればお電話ください。専門スタッフがアドバイスいたします。

葬儀相談

「宗派によってマナーって違うの？」



日常のちょっとした仏事のご相談から、もしもの葬儀に関するマナーや、地域ごとのしきたりの違いなど、必要な知識について分からないことはご相談ください。

暮らしのほっとライン

SEED24
シード24ライト Light

ハサミで
切り取って
使ってねっ



暮らしのほっとライン

SEED24 Light

お名前

ご入居日

西暦

年

月

日

※お名前、ご入居日は会員様においてご記入ください。
※会員規約を必ずお読みください。

お部屋のトラブル 解決マニュアル

トラブルが
起きたら
まずココを
チェック!

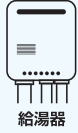
よくある症状と
解決方法

Q&A

よくある症状と解決方法です。お問合せの前にまず、ご確認ください。

※建物共有部のトラブル、災害や気候を原因とするトラブルはサービス対象外になります。

Q



給湯器

お湯が出ない

A

- ①ガス給湯器ご利用の場合、ガス会社への開栓手続はお済みですか?
※ガスのマイコンメーターが点滅して遮断装置が稼働していませんか?
- ②電気温水器ご利用の場合、タンクのお湯を使い切っていませんか?
(深夜電力でお湯を溜めるタイプは翌朝にならないと給湯できません)
- ③主電源(ブレーカー)の入り切りをお試しになりましたか?

Q



ガスコンロ

着火しない

A

- ①ガス会社への開栓手続はお済みですか?
- ②ガス料金のお支払い漏れはございませんか?
- ③ガスレンジの電池は切れていませんか?
- ④ガスの元栓は開いていますか?
- ⑤五徳はずれていませんか?
- ⑥着火口にゴミは付着していませんか?
- ⑦マイコンメーターが点滅して遮断装置が稼働していませんか?

※マイコンメーターの操作方法につきましては、ご利用ガス会社様のホームページをご参照ください。

Q



ガスコンロ

つまみが回らない
スイッチが押せない

A

チャイルドロックが掛かったままになっていませんか?

Q



IHコンロ

IHコンロが作動しない

A

IH対応の調理器具を使用していますか?

※IH対応器具でなければ作動しません。

Q



テレビ

映らない

A

- ①B-CAS(ビーキャスカード)はテレビに挿入されていますか?
- ②配線、電源コンセントが抜けていませんか?
- ③チャンネル設定はお済みですか?
※本サービスはテレビ本体故障には対応しておりません。

Q



エアコン

冷風・温風が出ない

A

- ①エアコン室内機の電源コンセント抜き差しやブレーカーの上げ下げなどによるリセット作業を行っても改善されませんか?
- ②リモコンでの運転切替(冷房・暖房・ドライなど)は正しく選択されていますか?
- ③室外機の周辺に物を立てかけたりしていませんか?

Q



エアコン

作動しない

A

- ①リモコンの電池が切れていませんか?
- ②本体のコンセントが抜けていませんか?

Q



エアコン

異音がる

A

窓を少し開けても改善されませんか?

※気密性の高い建物では、室内を締め切ってエアコンを使用すると異音が発生することがあります。

Q



照明

電気がつかない

A

- ①電力会社への開通手続きはお済みですか?
- ②電気料金のお支払い漏れはございませんか?
- ③ブレーカー(子ブレーカー)が落ちていませんか?
- ④電球が切れていませんか?
- ⑤点灯管(グロー球)が切れていませんか?

Q



室内停電

ブレーカーが上がらない

A

- ①ブレーカーを全て落として(切って)、再度上げて改善されませんか?
※ブレーカーを上げる手順:メインブレーカー(アンペアブレーカー)⇒漏電ブレーカー⇒子ブレーカー
- ②家電製品のコンセントをすべて抜いても改善されませんか?
(家電製品の漏電・ショートが原因である場合があります。)

Q



各水周り

水が出ない

A

- ①水道局への確認連絡はお済みですか?
- ②水道料金のお支払い漏れはございませんか?
- ③元栓は開けていますか?
※物件全体での断水はサービス対象外となります。
- ④凍結の可能性はありますか?
※気候に起因する内容はサービス対象外となります。

Q



排水口

異臭がる

A

排水口に水を流しても改善されませんか?

※長期間使用していない排水口の場合、封水切れの可能性がります。

会員証



暮らしのほっとライン

SEED24
シード24ライト Light

【手話対応】SkypeID: pv_info

手話対応時間/8:00~21:00

Q



トイレ

水が流れ続ける

A

トイレタンク内に洗剤や節水のためペットボトルをいれていませんか?

※タンク内の部品が洗剤やペットボトルに干渉し水が止まらなくなる事があるため、それらを除去する事により症状が解消する可能性があります。

Q



玄関鍵

閉めづらい・開けづらい

A

窓を少し開ける、または換気扇を止めても改善されませんか?

※気密性の高い建物では、室内を締め切って換気をする(サムターン)を回しづらことがあります。

第1章 総則

第1条 (規約)

1.この規約は、株式会社シード・コーポレーション(以下「当社」という)が提供する「暮らしのほっとライン **SEED24*Light***」(以下「本サービス」という)の提供及びその利用に関する規約(以下「会員規約」という)を定めるものです。

2.会員規約は、民法548条の2第1項に定める定型約款に該当し、会員規約に定める事項は、経済情勢その他諸般の事情の变化その他相当の理由があると認められる場合には、民法548条の4の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。

3.前項の規約の変更は、変更後の会員規約の内容を、当社ホームページ、店頭表示、その他相当の方法で公表し、公表の際に定める1か月以上の相当期間を経過した日から適用されるものとします。4.会員は、会員規約の内容に同意したうえで本サービスへの入会を行ったとし、会員規約の内容に同意したうえで本サービスの利用をするものとします。

第2条 (定義)

1.会員とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き(会費納入を含む)を行い当社がこれを承認した者(個人)をいいます。なお、当社の承認は会員へ電磁的方法または郵送等当社所定の方法により通知する方法により行われます。2.「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。「サービス対象物件」は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲(但し、何れの形態においても本サービスの受けられるのは専有部室内に限る)を問いません。

3.会員とは「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」は、法人が本サービスの対象物件と等として利用することを目的に当法人名義で本サービスの申込み(1住1室につき1申込み)を行い、当該法人に役員・従業員・その他使用人等(個人)が本サービスの対象物件に入居するのみに限ります。「法人会員」は、あらかじめ当社所定の入会申込書に記載された方(以下「サービス対象者」という)に限定してサービスが受けられるものとします。記載、もしくは会員規約第7条第1項の届出が無い方は本サービスの対象外とします。

第3条 (本サービスについて)

1.会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。2.サービス対象者が本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約もしくは諸規定等に特定の定めがある場合はこの限りではありません。

3.会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合において、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守する義務を負うものとします。

4.会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報(名前、生年月日等)の提示(告知、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書(但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること)の提示を必要とします)。

5.本サービスの個々の内容、利用方法や時間等は、当社発行のパンフレット(以下「パンフレット」という)等で紹介します。

6.聴覚障がいをお持ちの会員は、Skype(スカイプ)を利用した遠隔電話通訳サービスにて本サービスのご利用が可能です。ご利用可能時間は午前8時から午後9時までです。詳しくはパンフレット等案内文書をご覧ください。

第4条 (課金禁止)

1.会員は、取得した権利(会員証を含む)を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第5条 (会費)

1.本サービスの会費は、当社所定の金額を、当社指定の方法で支払うこととします。

2.支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、返金、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返還しないものとします。

但し、当社都合により本サービス提供が将来にわたって不可となり、満了前の残会員期間がある場合はその残期間に応じて会費を返金します。3.会費を滞納した場合、滞納している期間にはサービスを受けられません。第6条(会員期間及び更新)

1.本サービスの会員期間(サービス有効期間)は、申込書又は当社所定の書式に記載したサービス開始日から数えて2年間とします。

2.会員がサービス対象物件を退去した場合には、本サービスの有効期間内であれば特例として、会員が移転する先物件の住所・物件名等、当社が必要とする情報を当社宛に事前通知し、当社が承認をした場合には、本サービスの残存期間は移転先でも有効とします。

3.更新後の継続期間は更新日より2年間とします。

4.更新時の会費の支払い方法が口座振替の会員は、更新日以降の会費を、1年毎の2回に均等分割して振替ます。

5.更新時の会費の支払い方法が口座振替の会員には、口座振替日以前に当社から会員への個別の通知はしません。口座振替(更新手続き)を希望しない場合は、サービス満了日の60日前までに当社に通知してください。

6.会員が、重複して本サービスを申込み、当社が受け付けた場合は、先申込みと重複している会員期間を後申込みの会員期間満了日の翌日から期間延長します。

第7条 (登録情報変更の届出)

1.会員は住所や連絡先等当社に届出している内容(以下「登録情報」という)に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。

2.前項の規定により、変更手続きの不履行や遅滞などにより、登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は、その如何なる責任も一切負いません。

3.会員は、登録情報に変更がある場合で、その届出を行わなかった時は、本サービスを受けつけない場合があります。

第8条 (退会・会員資格の取消)

1.会員の都合により退会を希望する場合は、当社にその旨を必ず届出することとします。なお、支払われた会費は、会員規約第5条2項の規定により、一切返還されません。

2.会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。(1)入会申込み時に虚偽の申告をした場合(2)会員規約と諸規定を違反した場合(3)不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合

(4)会費を滞納した場合

(5)その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第9条 (反社会的勢力の排除)

1.会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

- (1)暴力団
- (2)暴力団員
- (3)暴力団準構成員
- (4)暴力団関係企業
- (5)総合屋等
- (6)社会運動等標ぼうロゴ
- (7)特殊凶器暴力集団等
- (8)その他(一)～(七)に準ずるもの。

2.会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提供するものとします。

3.当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認められた場合には、会員規約に基づき本サービスの利用を一時的に停止することができる。この場合、会員は、当社が利用再開を認めたものと、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

第10条 (個人情報の収集・保存・利用について)

1.当社は、会員の個人情報の取扱いについて以下のおおしとします。なお、個人情報のお問合せの詳細については、当社のホームページ(プライバシーポリシー)<https://seed24.jp/privacy/>(当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします。)をご確認ください。

(1)当社は、本サービスの申込みまたは利用等を通じて知り得た会員の個人情報(以下「個人情報」という)について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意を尽くして管理します。

(2)会員は、当社が以下の会員の個人情報等を所定の方法で取得し、利用することに同意します。本サービス申込み書記入日、サービス対象物件入居日または本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、家族構成、ペットの保有の有無、車の保有の有無、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ、サービス対象物件が賃貸契約の場合で、本サービス申込者(会員)と賃貸契約者とは異なる場合は、賃貸契約者の契約者氏名、賃貸契約者住所、賃貸契約者物件名、賃貸契約者号室、その他当社が必要と判断した事項等。

(3)会員は、当社が本サービス申込みおよび本サービス入会後のサービスの提供にあたり、以下の会員の個人情報を提供会社に提供することあらかじめ同意するものとします。①本サービスの業務遂行にあたり、本サービス対象物件入居日または本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、メールアドレス、職業、家族構成、ペットの保有の有無、車の保有の有無、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ、サービス対象物件が賃貸契約の場合で、本サービス申込者(会員)と賃貸契約者とは異なる場合は、賃貸契約者の契約者氏名、賃貸契約者住所、賃貸契約者物件名、賃貸契約者号室、その他当社が必要と判断した事項等。

(4)会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することあらかじめ同意するものとします。

- ①本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、もしくは改善等が促されたための各種アンケートの実施
- ②本サービスの業務遂行にあたり当社第三者に業務を委託する場合があり、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社(以下「提供会社」という)へ会員の個人情報を提供
- ③個人または公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
- ④本サービスの運営維持のため、もしくは当社の権利または財産保護等に必要不可欠と判断したとき
- ⑤申込承諾作業および本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
- ⑥本サービスに関する情報を通知するため
- ⑦当社及び提供会社がサービス宣伝活動、電子メール等の営業案内のため
- ⑧本サービスの本来の「付帯的機能」サービスの提供または会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社と間で取次ぎをする場合
- ⑨その他、当社が会員のために必要と適正理由により判断したとき

(5)当社は、会員またはその代理方から、会員の個人上の利用目的の通知を受けた場合、または会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社定める所定の手続きに従ってこれに応じるものとします。

(6)当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。

(7)会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。ただし、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条 (免責)

1.会員は、本サービスの利用によって生じた会員の損害(他者との間で生じたトラブル等)に起因する損害等を含む)等について、当社に故意・重過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負いません。

2.会員がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことによる不利益等が発生した場合は前項と同様とします。

3.本条第1項及び前項の規定にかかわらず、当社の重過失によって生じた損害であっても、会員規約またはパンフレット記載の「ご利用上の諸注意」の違反等、会員の責めに帰するべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを負わないものとします。

5.情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。

6.当社は、その状況等に鑑み、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否または中止する場合があります。

第12条 (内容の変更・サービス提供の中止)

当社は、目的の遂行に必要な場合又はその他必要に応じて、会員の承諾又は会員への事前通知なく内容を変更し、本サービスの提供の一部又は全部を中止できるものとします。

また以下の場合は本サービスの提供を中断することができるものとします。

- (1)天災地変(火災、地震、風水害、落雷、公害、塩害等を含む)がこれらに限られない)、戦争、暴動、内乱、テロ行為、ストライキ、その他の不可抗力
- (2)システム障害・停電
- (3)本サービスに係るシステムの定期的又は緊急に行う保守・点検
- (4)その他予測できない事態

第13条(分離可能性) 会員規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、他の条項の残りの規定または残りの部分は、その影響を受けず有効とします。

第14条(管轄裁判所)

会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴訟に応じて、福岡簡易裁判所または福岡地方裁判所をもつて第一審専断的管轄裁判所とします。

第2章 安心サービス

第15条 (駆付サービス)

- 1.会員は、次の各号のトラブルが生じたとき会員専用電話番号を利用し24時間365日緊急駆付のサービス(以下「駆付サービス」という)を依頼することができます。なお、地域やご依頼の作業内容、天候状況によっては当社サービススタッフが出動できない場合や、サービス対象物件に到着するまでに時間を要する場合がありますことを予めご承諾いただきます。
- (1)鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブル
- (2)水まわりトラブル
- (3)ガラスの破損トラブル
- (4)建具のトラブル
- (5)電気・ガスのトラブル

但し、前項のトラブルが生じたときの対応言語は、原則として日本語です。但し、場合によっては当社が提供する外国語での対応も可能です。

3.駆付サービスの緊急対応の定義は次のとおりとします。

- (1)初期駆付対応(※一次駆付)作業より1(60分以内)の部品代を除く作業(無料)。
- (2)部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度の訪問及び作業は「二次駆付」作業とい、その費用は会員負担とする。
- (3)60分以内の作業であっても、玄関錠の特殊開錠作業や部品交換を要する作業、破錠を要する作業または訪問する当社サービススタッフが2人以上の場合を「二次駆付」作業とい、その費用は会員負担とするものとします。なお、破錠を行う場合は、会員は責任人又は賃貸代理人(管理会社)の承諾を得たうえで当社にサービスを依頼するものとします。
- 4.駆付サービス(特に玄関錠の開錠)を会員が受ける場合、次の提示が必要となります。
- 5.証明運転免許、又は顔写真付きの公的機関発行の証明書(但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること)

5.「宿泊補助金サービス」

鍵の紛失もしくは故障等、鍵のトラブルにおいての駆付サービス時に、開錠が出来なかったことにより有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大5,000円までを支給致します。

(1)給付条件

- ①宿泊補助金は、年に1回までのサービスであること(2回目以降の利用は、前回利用から1年以上経過していること)
- ②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を、利用宿泊施設の返金手続き(チェックアウト)を行った翌日から5日以内に当社へ提出すること
- ③当社所定の補助金申請用紙を、利用宿泊施設の手続き(チェックアウト)を行った翌日から5日以内で当社へ提出すること
- ④当社サービススタッフによる駆付を行った場合であること
- ⑤当社が適切と判断でき合理的理由があること
- (2)当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人(義理)の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金をお振込み致します。

6.「ガラス交換サービス」

ガラスの破損トラブルにおいての駆付サービス時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した場合、当該有料部品交換にかかる費用を最大30,000円まで当社が負担致します。なお「ガラス交換等」とは、破損したガラスを同等のガラスに交換することを行います。

また、30,000円を超える差額が発生した場合、差額分は、当社が指定する先に会費が現金として支払い可能です。

- (1)ガラス交換サービス利用条件
- ①当社がガラス交換サービスの対象であると判断した場合
- ②ガラス交換サービスは、年に1回までのサービスであること(2回目以降の利用は、前回利用から1年以上経過していること)
- ③保険会社より当該事故による保険金等の支払いがなされないこと(保険会社等から支払いがなされないことを当社が確認するために、会員が加入している家財保険の契約内容を、会員自らお調べの上当社へ必ずお聞かせ下さい。)

(4)当社所定の補助金申請用紙を、該当日を含め当社指定先へ5日以内に提出すること

- ⑤本号①、④の確認が当社においてされていること
- ⑥当社サービススタッフが一次駆付を行った場合
- ⑦当社サービススタッフがガラス交換を行える場合(特殊なガラス等、当社サービススタッフが同等のガラスを用意できない場合は、ガラス交換サービスの対象外となります)

7. 駆付サービスで作業を行う際、当社が必要と判断した場合、当社からサービス対象物件の管理会社とその他関係各社へ当社所定の方法で作業内容を報告します。また、報告のため現場写真等を撮らせていただきます(ご同意が必要です)。

第16条 (利用期間)

1.会員は、駆付サービスを有効期間内において24時間365日専用のフリーダイヤルにて、無料で問い合わせができるものとします。但し、会員規約第15条第1項の場合で、同条第3項(1)に記載する期間を超過した次の作業内容、同条第項(2)及び(3)に記載する部品交換や特殊作業が必要になったときの部品代等や作業代金または訪問する当社サービススタッフ人数が2人以上の作業代金については、会員が実費を負担するものとします。

2.会員が法人の場合、前項の実費負担分の請求先は入居者(個人)及びサービス対象者に対して行います。但し、入居者(個人)及びサービス対象者が支払いを拒否する、又は、支払いが出来ない状況にある場合には、当社は、その請求を会員である法人会員に対して行います。

3.駆付サービスを受けた後に、二次駆付が必要となった場合、会員は責任人又は賃貸代理人(管理会社)の承諾を得た上で、別途有料(作

業料金・部品代)で当社にサービスを依頼することができます。

4.当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員はこれを承諾するものとします。

第17条 (除外事項)

- 次の場合は、駆付サービスの対象外とする(1)建物共有設備におけるトラブル事項の場合(2)午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による開錠の場合(3)サービス対象物件以外の住宅の作業の場合(4)会員が、会員規約等に違反した作業の場合(5)会費及びサービス対象者の故意及び重過失に起因するトラブル事項の場合(6)風災や火災などの自然災害、悪天候(気圧の上昇低下を原因とする事象を含む)、暴動等に起因する場合(7)その他、当社が不適切と判断した場合

第3章 生活相談ダイヤル

第18条 (目的)

生活相談ダイヤルは、会員の様々なトラブルに関して、必要な手続の案内や、専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対し、情報を提供し、会員のトラブルの解決をサポートするものとします。

第19条 (利用資格)

生活相談ダイヤルは、会員及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第20条 (利用方法) 会員は、会員規約等に記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活相談ダイヤルを利用するものとします。会員専用カスタマーセンターの受付時間は24時間年中無休とします。但し、生活相談ダイヤルの提供時間はサービスの種類により異なります。

第21条 (サービス内容)

1. 会員から専用フリーダイヤルにて問合せがあった事項に関して、下記の情報を提供するために、トラブル解決のサポートを行うものとします。(1)トラブルの解決のために必要となる必要措置等の案内。(2)行政機関窓口、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介(3)その他、トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 健康・医療相談に関しては、健康・医療・介護・育児・メンタルなどのご相談について保健指しする範囲でアドバイスを行うものであり、診療・医療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
- 3.以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。(1)恋愛・信仰など、精神的な価値に関する事項(2)法令や社会通念に反する事項(3)その他、情報提供が著しく困難と認められる事項(4)その他、当社が対象外と判断した事項

第22条 (生活相談ダイヤルをご利用いただく際のご注意)

- 1.会員は、本サービス有効期間内において、年間3回まで無償で問合せを行うことができます。
- 2.生活相談ダイヤルによる情報提供後の下記の費用については、会員の負担になります。(1)書類申請等にかかる費用等(2)弁護士・カウンセラー等と個別に相談を行う場合の報酬等(3)その他、紛争解決のために発生する費用等

第23条 (免責)

1.生活相談ダイヤルから提供した情報は、会員がトラブルを解決するための手段であり、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任は、会員本人に帰属するものとします。2.当社は、生活相談ダイヤルからの情報に基づき、会員または第三者に発生した損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)及びサービスを利用できなかったことにより、会員または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第4章 生活便利サービス

第24条 (目的)

生活便利サービスは、会員の暮らしに役立つサービスの提供を目的とします。

第25条 (利用資格) 生活便利サービスは、会員及びサービス対象者に限り利用できるものとします。

第26条 (利用方法) 会員は、会員規約及びパンフレットに記載された内容等に従って自らの責任と負担により生活便利サービスを利用するものとします。会員専用カスタマーセンターの受付時間は24時間年中無休とします。但し、生活便利サービスの提供時間はサービスの種類により異なります。

第27条 (禁止行為) 会員は、以下の行為を行ってはならないものとします。(1)生活便利サービスを営利目的で利用する行為、生活便利サービスを通じて利益を得る目的の行為

(2)パンフレットに記載されていない内容を超えるサービスの提供を求める行為、または会員規約を逸脱する行為及びそれに類する行為(3)生活便利サービスに係わる個人・法人・団体を誹謗中傷する行為(4)生活便利サービスに係わる個人・法人・団体が保有する著作権、財産権、その他の権利を侵害する行為、または侵害する恐れがある行為(5)生活便利サービスに係わる個人・法人・団体に不利益または損害を与える行為、または与える恐れのある行為

(6)政治・選挙・宗教活動及び個人の思想による活動の一切、それに類する行為

(7)犯罪、反社会的行為を含む不良風俗に反する行為、またはそれに類する行為

(8)法律に違反する行為または違反の恐れのある行為

(9)その他、生活便利サービス利用の一般的なマナーやモラルを著しく逸脱し、不適切と判断される行為

第28条 (拒否の拒否)

以下の事由に該当した場合、生活便利サービスの提供を拒否することとします。(1)会員が、会員規約に違反した行為(2)会員が、前項の禁止行為を行った場合(3)当社が会員として不適切と判断した場合

第29条 (問題解決)

会員は、提供会社の過失、義務不履行により損害を受けた場合、自らの責任と負担において提供会社との間で問題解決を求めるとし、当社は一切責任を負いません。



運営会社：株式会社シード・コーポレーション

[本社] 〒810-0022 福岡市中央区薬院3-2-23 KMGビル6階
TEL 092-532-4010 FAX 092-532-4011

[東京オフィス] 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-15-2 神田オーシャンビル3階
TEL 03-5577-4243 FAX 03-5577-4244

[大阪オフィス] 〒553-0005 大阪府大阪市福島区野田6-5-20 大阪ダイヤビルディング1階
TEL 06-4804-1228 FAX 06-4804-1229

販売代理店